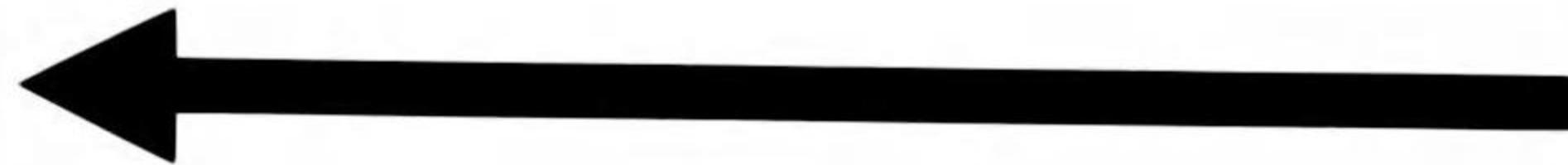




0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

始



法隆寺大鏡第五十六集挿圖解説

第一、二、御物 金銅阿彌陀三尊像

中尊高各六寸九分
兩脇侍高各六寸三分
脇侍高各六寸五分
六寸六分五厘
同前
行四寸六分

三尊並立の制を致ふるに、佛教波來の初期に在りては、金堂の薬師三尊に於けると同じく、三尊を一座に配し、左右兩脇侍をして、蓮葉の上に立たしむるを以て、其體を得たりとせしが如し、橋夫人念佛の如き三尊共に蓮葉の上に安置せられたるものもあれど、多くは中尊をして方座の上に奉請せしむるを以て、臺座配置の關係及び並立の釣合よりして、多く此様式をとれるにあらざるか、此様式を形相の最も顯著なる阿彌陀三尊に於て求むれば、恐らく本像を以て最古のものとせざるを得ず、作風は韓土の特色を脱せず、鎔錫に便せん爲め珠縫天衣等の遊離するを避けたるより、稍一重厚の感に過ぎたるの嫌なきにあらず、されど其相貌の髪を短くし、中尊の螺髮の相を被れる如き、兩脇侍の額を剃り上げたる如き様風は、何にして何物をかとらんとするの形相は、一手に摸索の意義を具し、他手に之を慰安するの象徴とも見るべく、大慈大悲の化現として表示の最も適切なるを覺ゆ、觀音と表示の研究に於て、有數の遺品なるを失はず、天衣は脊に於て廣く、前に在りて狭く、韓土傳來の形相と全く相異なるもまた注目に値す、臺座の仰倚二蓮花の組合よりなりながら、仰蓮は單に輪廓に沿へる刻線のみにて、俯蓮の毎桃形をとれる如きも、仰俯の關係に輕重の差を加へたる用意を見るに足る第四圖は正面天冠の上に化佛を戴ける觀世音菩薩像なり、また唐代服裝の奇異にして、眞一文字に引ける腹部の褶襞は、裳の端と見るも解し難く、横に曳ける製裁の流れとも見辨がたく、此等の異同を考覈研究するも、臺座の背面に山田殿像と存する刻銘と共に、復た興味ある問題を提供するものと云ふべし、

第三、御物 金銅觀世音菩薩像

中尊高一尺二寸四分

第四、同 同 上 貫大

第五、同 金銅彌勒菩薩像 貫大

第六、以上三體佛背面

第三圖に現はせるは、紛ふかたなき唐代の作風を帶びたる觀世音菩薩の像なり、寶髮大にして鼻梁直に、耳瑞の螺旋狀なる、天冠よりの珠條の太くして力ある、皆本像の鞏固なる威力を表示するかの成あり、其化佛の額際天冠の上に配せられずして、寶髻の前に立てるは、觀無量壽經の觀音觀に、頂上毗盧佛摩尼寶以為天冠其天冠中有立化佛とある本文に照合して、寧ろ其處を得たるものあるを思はしむ、左手屈臂胸に近く心臟を擁護するが如く、右手の指端輕く屈して何物をかとらんとするの形相は、一手に摸索の意義を具し、他手に之を慰安するの象徴とも見るべく、大慈大悲の化現として表示の最も適切なるを覺ゆ、觀音と表示の研究に於て、有數の遺品なるを失はず、天衣は脊に於て廣く、前に在りて狭く、韓土傳來の形相と全く相異なるもまた注目に値す、臺座の仰倚二蓮花の組合よりなりながら、仰蓮は單に輪廓に沿へる刻線のみにて、俯蓮の毎桃形をとれる如きも、仰俯の關係に輕重の差を加へたる用意を見るに足る第四圖は正面天冠の上に化佛を戴ける觀世音菩薩像なり、また唐代形像の影響を存するものなれども、技巧前像の如く精練せられざるの成あり、頭部の大なるに比して、各部また大に失せるは、珠縫天衣の重厚なると比較して、塵場の態度を傷くものなしとせす、裳端の捌き巧に過ぐるも、美觀に影響する所少からざるべし、天衣は曲線をなせども直角して梗直に近く、前像の緩く連座に達して停滞しつゝ更に垂下するものは、其物質を説明するに於て、用意の同

此の御物は、天衣は則ち背後に長く垂れて、彎曲せる體態の表
重の別を存せず、天衣は則ち背後に長く垂れて、彎曲せる體態の表
示をなせるが如く、均しく唐代形制に則とりながら、未だ前代韓士
の作風を脱せざるものありと云ふべし。

第五圖彌勒菩薩と稱するも、或は二臂如意輪たるかを保し難きもの
なり、佛菩薩像を通じて、剛健なるもの端麗なるもの、時を同じく
し様式を一にしながら、意匠各々異なるものありと雖も、其端麗を
期すべきは實に半跏の像に在り、本像の如きは就中最も端麗なるもの
の如一にして、ひとり體制の楚々たるのみならず、兩足の無器用な
割せる針線に似たる刹目も、また其意を損せざらんことに努めたり。
此形式は即ち韓土直傳のものにして、半跏の像を描いて、他に見る
こと能はざるを奇とすべし。

第七、第八、御物 龍頭水瓶

高周開三寸三分五厘

古來推古天皇御物と傳へられ、或は上宮太子御使用と知られたる名
器なり、白銅製にして銀色を帶ぶ、或は純銀に係れるか、龍頭龍身
及線形の龍馬は、殆ど中央亞細亞の產を摸せるの概あり、此器の由つ
て来る所固より初唐の制たるを疑はず雖も、初唐の文物更に西域
の輸入に待つもの多かりしを想見せんばあらず、其意匠の卓落に
して形式の整美せる、常に水瓶中の白眉と稱すべきなり、

毛利吉大藏正十六渠圖繪

第九、御物 猪面硯

表深九分、縁幅五分、頭五寸一分五厘

磨研すべき面は陶土にして、之を圍める縁は木製黒漆塗なり、猪面
硯のこと既に叙述したれば、更に難をせざるべし、唯其形式の優秀
なる此の如きもの他に有せざるを附記するに止めんとす。

第十、御物 金銅水滴

高二寸四分、基徑一寸一分三厘、足高五分五厘

同 同 水匙

基一尺四寸四分、其二長四寸一分

以上文房具三點は古來上宮太子三經義疏御執筆の時使用せられしものと傳ふ、されど親しく其様式殊に花鳥文様よりすれば、奈良朝時代の製作に係れるが如し、今之を立證すべき資料を有せざれども或は時の皇室若くは尊廟よりの御下賜品にあらざるなきか、水滴と略類似のものは、東大寺土壇の下より發掘せられ、尙之と文様及技法を同うするもの、又墨床の花文と同一なるものは、正倉院御物の中に之を見ること甚しことせす、往古の文房具を徵するに於て、唯一の

第十一、御物 銅油注

高周開三寸三分五厘

油注は上宮太子御使用と傳へらる、之を油注と稱するは何れの時よりなるかを詳かにせざれども、支那に所謂越斗若くは熨斗と稱すべきものなるべし、かゝる古金は多く刻銘を有し、其製造年月を明かにするものあれども、本器は之を有せず、六朝以前の制にして、夙

に渡來せる支那の日常用器中の最も稀観なるものと云ふべきなり、

銅水瓶は當寺供養の時使用の佛器と傳へらるゝ外、何等の記録を存せず、天平の流記賁財帳に白銅水瓶の錄出せらるもの多きを見るは、中に本器をも含むにあらざるか、銅といひ白銅と云ふも、皆銅中錫の含有量の多きに歸因し、性分よりするも將た色合よりするも、大差なしと云つて可なり、

第十一、御物 金銅真鉢

鉢は口徑圓形を爲さずして五花形をなし、其周圍に五大明王を現はせり、古來傳へてまた上宮太子時代のものと稱すれども、其五大明王の現出を以てしても、其後の製作に係ること疑なく、これと同種のもの讃岐國彌谷寺に奉安せられ、弘法大師將來として尊崇せらるゝあり、傳說として寧ろ有唐傳來說の背聲に當れるを信ず、本器は其頭部を缺損せしものにして、彌谷寺の藏品に據りて考ふれば、上に五鉢形を冠したるものたること疑ふべからず、神代の遺物として尊重するも可なれども、之を五鉢鉢として見れば、用途時代共に判然たるの感あり、

第十二、御物 沈水香

高三尺二寸七分

此香木は推古天皇の御宇土佐の南海より淡路島に流がれしきものにて、拾ひ得て佛像を刻める殘餘なりと云ふ、其零片片でも法隆寺者くは太子の名を以て知られたる貴重の名香なり、圖に見る如く分岐點に近く刻取せる痕跡には、明治十一年四月六日切取の墨書あり、其千數百歲以前の名香木として、今に尊重せらるゝ所以の虚しからざるを知るべし、

第十四、御物 千鳥蒔繪文臺

高一尺八寸一分三分

黒地平青繪、金具鍍金水ニ千鳥の毛形あり、傳へて將軍足利義政の寄進と云ふ、千鳥を裝飾文様に配せしは、鎌倉時代の鏡背より起れりと思はるゝが、其青繪に應用せられしは、此文臺を以て鳴矢とすべきか、見存の遺品に微すれば、松に松喰鶴の意匠、形金に青繪に鎌倉時代を風靡するの觀あるしが、一度群飛する千鳥に輕妙の趣致を求めてより、漸く之を喜ぶに至り、遂に此文臺の如きを製作するに及べるならん、義政の寄進として、何等の確證を存せざれども、金粉漸く密にして、手法の繊巧に迫めるをも併せ致ふれば、其時代の製品と認めざるを得ず、

第十五、御物 新田義貞書狀

高一尺七寸三分

播磨國船庄は播磨郡に在りて、今班鳩村と稱する地方なり、法王帝說に據れば、小治天皇の御宇第六年、天皇太子を宮中に請じて、勝鬘經を講説せしめ給ひし時、御威の餘り播磨國掛保郡佐勢の地五十萬代を布施し給ひしかば、太子即ち其地を以て法隆寺の所領と爲され給へりと載せ、太子傳補闕記には、同御宇丁丑の歲即ち廿五年四月八日太子三日に亘りて勝鬘經を講じ給ひし報謝として、天皇播磨國佐勢田地五十戸を賜はりしにより、即ち班鳩寺中宮寺等に頒入せらるゝと錄せり、太子の勝鬘經講説の時期に就きては、推古天皇紀の同御宇十四年說もあり、從つて土地施入の年代も確定し難きやに聞ゆれど、天平十九年二月の賁財帳には

播磨國掛保郡武宿壹拾玖町壹段捌拾貳步

右播磨田、小治天皇御宇戊午年四月十五日請上宮聖德法王

合講法華勝鬘等經而布施本地五十萬代即納賜者之中六十九千五百
とあれば、推古天皇第六年初度の講説の時布施の料に係れりと見る
を至當とすべく、年代の異同は其後再三講説の時を混ぜりと見るの
外無かるべし、とにかく播磨國掛保郡佐勢の地は、これより法隆寺
の所領に加へられ、後に鷦庄の名を以て稱せられこと、東籠に文
治三年法隆領播磨國鷦庄停止地頭金子十郎坊とあるによりて明かに、
庄務を管理する爲に雜掌を置けること、また本文書によりても知ら
るべし、

後醍醐天皇の建武三年一月新田義貞等足利尊氏の軍を破つて、尊氏
を西海に没落せしめ、主上山門より再び京都に還幸し給ふ、義貞戰
功を以て左近衛中將に任せられ、建武の年號公家の爲め不吉なりと
て延元と改元せらる、然るに間も無く山陰山陽等の諸國旗を翻へし
て、尊氏に應ずと聞えしかば、義貞十六箇國の管領を許され、尊氏
追討の宣旨を蒙りしが、會々疫疾して進むこと能はず、江田兵部大
輔行義大館左馬助兵明等をして、先づ播磨に赴き赤松則村を攻めし
む、同勢三月四日京を出立し、赤松の軍を書寫坂本に破りし頃、義
貞疾瘧ると共に大軍を率ゐて來り會し、さらば赤松の木城白旗城
を拔かんと班鳩宿まで打寄せたりしが、則村守備未だ整はざるを以
て、一策を案出し、巧に歸順の態を裝ひ、守護職種兵の繪旨を請ひ
しかば、義貞容易く之を信じ、態々使を京師に打立てゝ繪旨を申請
くる間に、則村籠城の手當全く成りしを以て、城に據りて防戦せん
とす、義貞無念に堪へず必死に之を攻闘するに至りぬ、本文書中に
於當庄數日取陳候之間爲官軍令指亡候了とあるは、則ち則村に勝か

され、特使の往返を待つの間空しく鷦庄に滞陣せし時の消息を漏ら
せるものにして、其間同庄の蒙むれる損害を認め、庄の雜掌が提出
せる申狀に對して、任道理可有申沙汰候と、四條中納言隆實に宛て
て至當の處分を仰げるなり、其結果は如何なりけん、白旗城固うし
て抜けず、義貞即ち少勢を此處に留め、山陽道を拘へんとして軍を
率ゐて山陰山陽兩道の邊なる船坂山に激戦し、此書狀を發せし五月
八日頃は、備前美作の勢を持ち揃へん爲に、播州賀古川の西なる岡
に駐屯せし時に當れり、同十三日義貞兵庫に引き返せし時は、尊氏
兄弟水陸並び進みて東上し來り、間もなく橋正成節に殉じ、義貞ま
た敗北を重さね、これより南風殿はす、歲の十月義貞遂に越前に奔
るに至りぬ、是を思ひ彼を想はゞ本文書の如きは、獨り南北對立の
形勢よりして興趣多きものなるのみならず、義貞の生涯よりして見
るも、また最も感慨に富めるものと謂はざるべからず

第十六・第十七、御物 著色聖德太子繪傳高五尺九寸五分
幅二尺八寸五分

鎌倉時代の末葉より足利時代を通じて、佛教宣傳の法として、掛幅
裝繪傳程行はれたるものあらざるべし、聖德太子繪傳の如きは、古
來直接に關係ある寺院のみならず、新興の宗旨まで太子を尊崇し
て之を製するもの多く、法然上人繪傳と並び行はるゝに至れり、本
圖また其一にして四鶴對よも成り、以て太子の御生涯を盡すべきや
うに書きなせり、其詳細は別に説くべき必要もなければ、唯其量も
流行せる足利時代の製作にして、太子の根本本願たる法隆寺の舊嚴
なりしだけ、自ら他と異れる興趣の存するを味ひ得らるゝものある



卷之三



三尊佛像



造像

金剛薩埵立像



西漢王莽

（新出）豫立高音供觀金物頭



香爐山遺物

《銅像》像
藏
菩
薩
勒
彌
銅
金
物
細



面音像圖五第

面音像圖四第

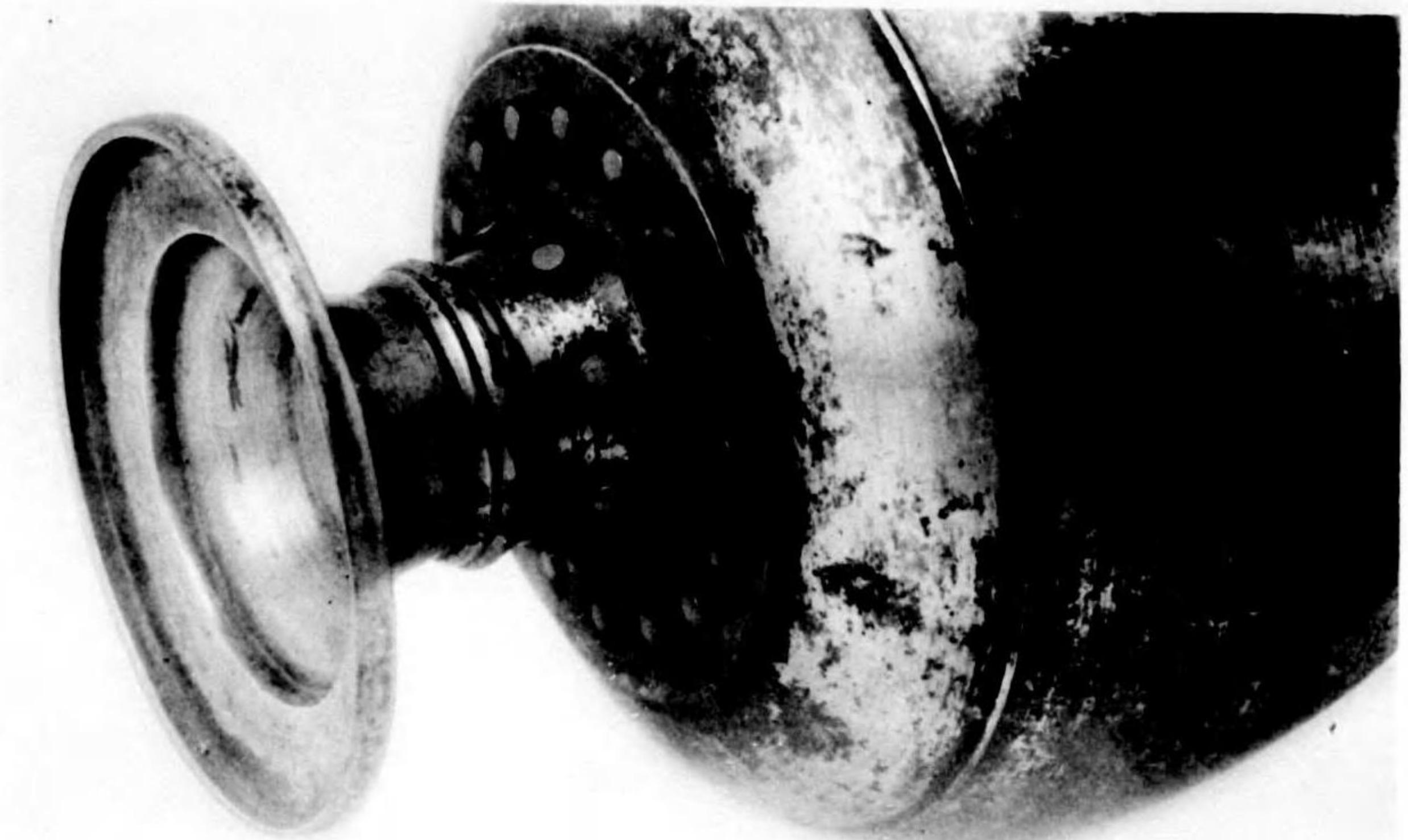
面音像圖三第





銀水酒瓶

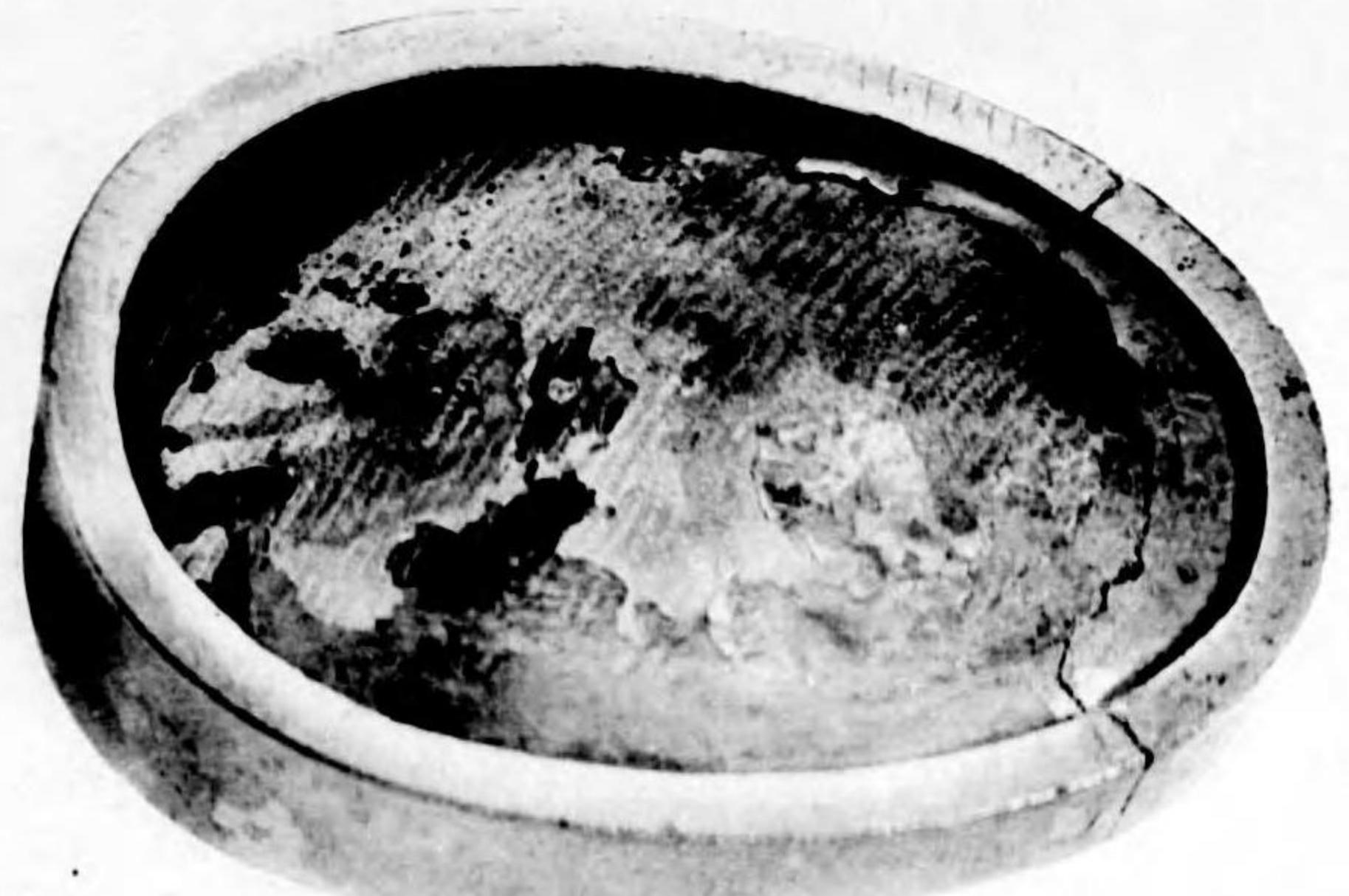
清·康熙



七
七
七

(庚) 同

(庚) 同
物別

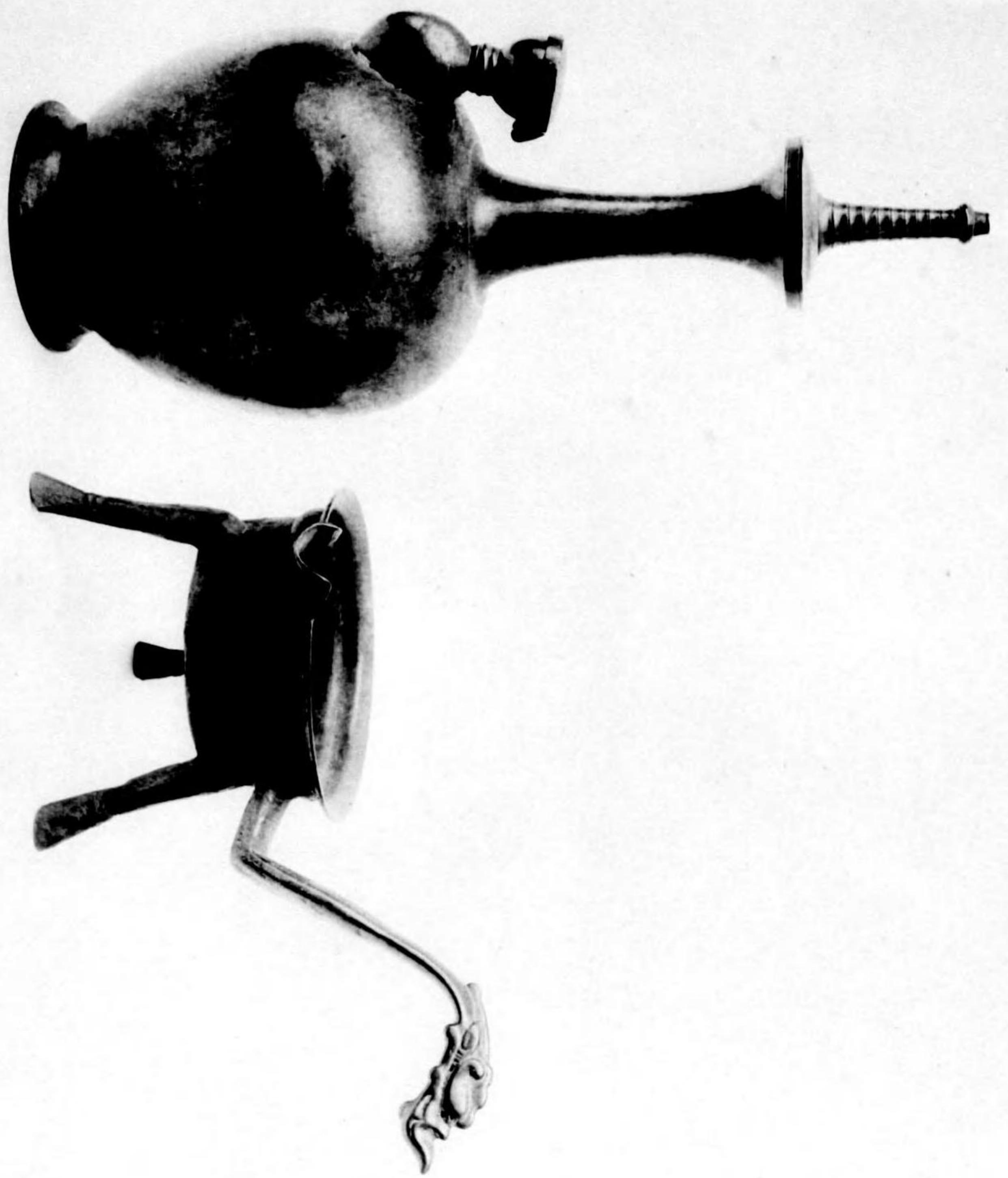


題水仙花

王學仲

題水仙花





淡水 刻等及生油 物影

清謹



物 则



則語上懷



木香堂一物語



卷之三





卷之三

第三十六



卷之三

大正七年八月廿五日印刷

大正七年八月三十日發行

大和國法隆寺藏版

東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地
白石村治

印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地
武田勝之助

印刷所 東京市下谷區中根岸町六十八番地
墨堂彩

終